



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年9月14日金曜日 第3010号

## ◇ 目 次 ◇

指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（障がい福祉課）... 688  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 688  
 地籍調査事業計画の公表.....（農政課）... 689  
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 689  
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 689  
 道路の区域変更（県道大洲野村線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 689  
 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 690

## 公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者.....（薬務衛生課）... 690  
 砂利採取業務主任者試験の実施.....（土木管理課）... 690

## 公営企業公告

1.5テスラ磁気共鳴診断（MRI）装置の借入れ.....（公営企業管理局総務課）... 690  
 愛媛県立病院統合医療情報システム導入事業.....（公営企業管理局県立病院課）... 692

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第880号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
愛媛県立新居浜病院	新居浜市本郷三丁目1-1	愛媛県	免疫に関する医療（育成医療・更生医療）	平成30年9月1日

### ○愛媛県告示第881号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人 滴水会	今治市末広町一丁目5番地5号	ひうち園老人訪問看護ステーション	今治市黄金町二丁目2番地5号	訪問看護ステーション（更生医療）	平成30年9月1日

### ○愛媛県告示第882号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	大規模小売店舗を設置する者の名称	伊予鉄道株式会社 株式会社伊予鉄高島屋	株式会社伊予鉄グループ 株式会社伊予鉄高島屋	平成30年 4月1日	平成30年 8月22日

○愛媛県告示第883号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変 更 す る 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
伊予鉄ターミナルビル	松山市湊町5丁目1番地1	駐車場の位置及び収容台数	10箇所 1,811台	9箇所 1,747台	平成30年 9月1日	平成30年 8月31日
		駐輪場の位置	4箇所	3箇所		
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	17箇所	16箇所		

○愛媛県告示第884号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成30年度の事業計画を、平成30年8月31日次のとおり定めた。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘 要
松 山 市	内宮地区の一部	平成31年3月20日まで	地籍調査
	勝岡地区の一部	〃	〃
	藤野地区	〃	〃
	城山地区	〃	〃
	西垣生地区（北部）	〃	〃（概況調査）
	馬木地区の一部	平成31年3月31日まで	地籍調査
	和気地区	〃	〃
	南吉田地区の一部	〃	〃
	恩地地区	〃	〃
	大井野地区	〃	〃
上総地区	〃	〃	
水口地区	〃	〃	

（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年9月14日から27日まで

○愛媛県告示第886号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 作業種類 公共測量（水準測量）
- 作業期間 平成30年9月10日から  
平成31年2月28日まで
- 作業地域 松山市来住町～松山市北井門二丁目

○愛媛県告示第885号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項

○愛媛県告示第887号

道路法（昭和27年法律180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	(主)大洲野村線	西予市野村町高瀬526番4から 同町高瀬526番3まで	旧	メートル 16.2~35.0	キロメートル 0.039	
		西予市野村町高瀬526番1	新	16.2~43.0	0.039	

○愛媛県告示第888号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	(主)大洲野村線	西予市野村町高瀬526番1	平成30年9月14日

公 告

○公 告

毒物劇物取扱者試験の合格者について

平成30年8月22日に実施した毒物劇物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中村時広

一般

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
10010	10019	10027	10034
10036	10037	10050	10056
10061	10074	10086	

農薬用品目

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
20001	20005	20026	20028
20029	20030	20031	20032
20038	20065	20070	20071
20078	20079	20082	20086
20087	20093	20097	20104
20105	20107	20110	20130
20142	20154	20165	20166

20168	20169	20173	20181
20183			

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成30年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成30年9月14日

愛媛県知事 中村時広

- 試験の場所  
松山市一番町四丁目4番地2  
愛媛県庁会議室（第一別館3階会議室）
- 試験の日時  
平成30年11月9日（金）10時
- 受験願書の提出期間  
平成30年10月3日（水）から12日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- 受験願書の請求先及び提出先  
愛媛県土木部土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年9月14日

愛媛県公営企業管理者 兵頭昭洋

- 入札に付する事項
  - 件名  
1.5テスラ磁気共鳴診断（MRI）装置の借入れ
  - 借入物品名及び数量

1 5テスラ磁気共鳴診断 (MRI) 装置 1式  
(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

## (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

## (4) 借入期間

平成31年3月1日から平成37年2月28日まで

## (5) 借入場所

愛媛県立南宇和病院

(愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2433の1)

## (6) 設置完了日

平成31年2月28日(木)

## (7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成30年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を借入期間の開始までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

## 3 入札書の提出方法等

## (1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

## (2) 契約条項及び入札説明書の掲載場所

愛媛県入札情報公開システム上に掲載する。

<http://www.pref.ehime.jp/h40180/e-bid-nyuusatsu/>

## (3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

平成30年10月19日(金)午後5時00分まで。

## (4) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、平成30年10月30日(火)から平成30年10月31日(水)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、10月31日は午後5時15分まで))。

紙入札による場合は、平成30年10月31日(水)午後5時15分

まで。

## (5) 開札の日時及び場所

平成30年11月1日(木)午前10時00分

愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)

## (6) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 1000 内線4623

又は(089)912 2794

## 4 その他

## (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき平成30年10月19日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

## (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便(書留郵便に限る。)により3(6)に掲げる場所に提出すること。

## (9) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Magnetic Resonance Imaging system, 1 set

(2) Time limit of tender: 5:15 p.m., 31 October 2018

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794

## ○公 告

次のとおり技術提案書の提出を招請する。

平成30年9月14日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

### 1 事業概要

#### (1) 事業名

愛媛県立病院統合医療情報システム導入事業（以下「本事業」という。）

#### (2) 事業内容

愛媛県立病院統合医療情報システム導入事業プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）による。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から平成39年7月31日まで

### 2 参加資格及び評価項目

#### (1) 技術提案書の提出者の構成

ア 技術提案書の提出者（以下「提出者」という。）は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独の法人又は複数の法人のグループとする。

イ 提出者は、募集要項に示す本事業におけるシステム構築等を主体的に実施する法人（以下「システムベンダ」という。）及び県と愛媛県立病院統合医療情報システムの賃貸借等に関する契約を締結する法人（以下「リース会社」という。）により構成されるものとする。なお、システムベンダがリース会社を兼ねることは可能とする。

ウ 提出者が複数の法人のグループである場合は、提出者を構成する法人の中から、技術提案書の提出手続を主体的に行う1法人を定めること。

#### (2) 提出者に必要な資格

次の事項に該当するもの。ただし、提出者が複数の法人のグループである場合は、提出者を構成する全ての法人がアからオまでに該当し、いずれかの法人が力及びキに該当していればよいものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ 知事の審査を受け、平成29年度から平成31年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、参加資格要件確認申請書の提出の期限の日から技術提案書の提出の期限の日までの期間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にないものであること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て又は会社法（平成17年法律第86号）の規定による特別清算開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会

社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

エ 技術提案書の提出の期限の日前6か月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている法人その他の団体又はこれらの者の利益となる活動を行う者でないこと（アに該当する者を除く。）。

カ 平成25年度から平成30年度までの間に、日本国内において500床以上の一般病床を有する病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を有する者であること。

キ 平成25年度から平成30年度までの間に、経営主体が同一である複数の病院において、一体的な医療情報システムの開発業務を履行した実績を有する者であること。

#### (3) 技術提案書を特定するための評価項目

##### ア システム性能

包括的基本要件、ソフトウェア要件、ハードウェア要件及びネットワーク要件に関する提案の妥当性

##### イ 提案概要

県立病院の業務の効率化及び質の向上等に関する提案の有効性

##### ウ 事業コスト

本事業に係るコストの経済性

### 3 手続等

#### (1) 担当部局

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2794

#### (2) 募集要項の交付の期間、場所及び方法

##### ア 期間

平成30年9月14日（金）から同月27日（木）までの執務時間中（愛媛県の休日等を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

##### イ 場所

(1)に掲げる場所

##### ウ 方法

無料にて交付する。

#### (3) 参加資格要件確認申請書の提出の期限、場所及び方法

##### ア 期限

平成30年9月27日（木）午後5時15分

##### イ 場所

(1)に掲げる場所

##### ウ 方法

持参により提出すること。

#### (4) 技術提案書の提出の期限、場所及び方法

##### ア 期限

平成30年11月5日（月）午後5時15分

##### イ 場所

(1)に掲げる場所

## ウ 方法

持参し、又は郵送等により提出すること。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。

## 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口  
愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089)912 2794
- (4) その他  
詳細は、募集要項による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Project of Hospital Information System for the Ehime Prefectural Hospitals , 1 set
- (2) Time limit to express interests: 5:15 p.m. , 27 September 2018  
Time limit for the submission of proposals: 5:15 p.m. , 5 November 2018
- (3) For further inquiries relating to the proposal , please contact: Property Management Section , General Affairs Division , Public Enterprise Management Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794